

第26回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年8月25日(金)午後2時00分～午後3時05分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員
(農業委員)

1 番 太田香代子	2 番 廣瀬博一	3 番 伊崎美代子	4 番 木下勝徳
5 番 小川一英	6 番 植木健太郎	7 番 楠田耕三	9 番 中野裕二
10 番 本多利任	11 番 山下勝也	12 番 山崎伸吾	13 番 寺田健蔵
14 番 水田 勇	15 番 中村修治	16 番 金子初夫	17 番 馬場正国

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19 番 吉岡長久	20 番 田中芳邦	21 番 野原重光	23 番 田中八郎
24 番 本多正敬	25 番 増田孝徳	27 番 内田一郎	28 番 末吉秀明
30 番 中村康弘	31 番 石橋浩昭	33 番 山口俊一	34 番 松尾和昭
35 番 寺田俊秀	37 番 原田久也	39 番 浅田修弘	40 番 柴内成世
41 番 三宅東英	42 番 本多晋介	43 番 宮崎 努	44 番 山本敏晴
45 番 宮崎陽一	46 番 相良栄一郎	47 番 本田勝彦	48 番 飛永敏博

4 欠席委員
(農業委員)

8 番 平 光正

(農地利用最適化推進委員)

22 番 中山秀樹	26 番 北岡新市	29 番 神崎好史	32 番 石橋正浩
36 番 末續公德	38 番 岡田裕弥		

5 議事録署名委員 15 番 中村修治 16 番 金子初夫

6 事務局出席者 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第111号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第112号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第113号 農用地利用集積計画の決定について
議案第114号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地転用許可不要案件届出について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） 只今から第26回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、8番平委員、22番中山推進委員、26番北岡推進委員、29番神崎推進委員、32番石橋正浩推進委員、36番末續推進委員、38番岡田推進委員から欠席の届出があつております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお祈いします。

議長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は、第26回南島原市農業委員総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

今年は、例年になく異常気象により、日本各地で台風による豪雨災害、風雨による災害、また雨不足による作物の被害が起つております。そのような中、委員の皆様におかれましては、厳しい暑さの中、農地パトロールに取り組んでいただいております。大変お疲れさまでございます。期限まではもう少し時間がありますので、健康に留意され、実施のほどをよろしくお祈いいたします。

本日は、ご案内のとおり、総会終了後、農業者年金加入推進大会を関係する皆様にご参加をいただき開催することになっておりますので、長時間にわたりますが、最後までよろしくお祈いいたします。

事務局から、農業委員18名中、出席委員は現在16名でありますので、総会の開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に15番中村委員、16番金子委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請について 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 皆さん、お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私のほうから、議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。

2ページをお願いします。

今月は、贈与が1件、637平米で、売買が1件、519平米の2件となっております。

（議案第110号 番号1～2を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまふ。以上でございます。

議長 3条についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、1番については布津の案件ですが、布津の委員さん、ご意見いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。こんなに長くしゃべっていいのかわかりませんが、この案件は6月に一旦上げられて、取り下げられたという案件だと思いますけども、6月に実は〇〇委員と〇〇推進委員同席の下で詳しく話を伺っている事例でありまして、この内容については、ここで審議する内容とはまた別格ですので、あえて割愛しますけども、一日でも早く認めていただきたい案件でもあります。今現在、少し荒れかかっているという話ですので、早く耕作していただきたいという案件でありますけども。

ただ、議事録に載ることを期待いたしまして一言申し上げますと、その代理人といいますか、司法書士の方がつくられたと思うのですが、この機械類ですね。6畝少し、1反に満たない、家庭菜園ではちょっと広過ぎるかどうかわかりませんが、この面積で管理機、耕運機、トラクター、同じ目的の機械が3台も要るのかと。例えばこの総会の席で許可するとなれば、もう管理機1台でもいいんじゃないかなと実は思っているところですが、今回はこれでいいと思いますけども、今後このような事案があったときに、最小限の機械でも最初はスタートしていいんじゃないかと思っております。以上です。

議長 事務局、今の質問ですけども、管理機、草刈り機、耕運機、トラクターというような農作業機を掲示してありますけども、これは自己保有ですか。それとも借りられるものなのか、どちらですか。

事務局(〇〇) 説明いたします。

営農計画書にあります機械類につきましては、こちらの〇〇さんのご親戚の方から、その都度リースで借りられるということでお話を伺っております。ですので、所有ではありませんけども、借りて、そういったのを利用されるということでございます。以上でございます。

議長 機械を全て借りる。自己保有の機械はないわけですね。

事務局(〇〇) そうですね。全て機械につきましては、身内の農家をされている方から借りるということです。

議長 布津の委員さん、そういうことですけども、はい、〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。下限面積が撤廃されて、ゼロからいいことになっておるんですけども、例えば1反、2反、3反ぐらいの大面积やったら、当然営農計画書、これを出さんばいかんだろうと思うんですけども、それが2畝、3畝の小面積であった場合に、例えば家庭菜園でするにしても、この営農計画書というものが要るんですか。

議長 家庭菜園ではなくて農業を開始するというので、家庭菜園ではなくて農業をするということですね。よろしいでしょうか。家庭菜園は農業に入らないのかという……農業を開始するというのであれば、一応計画書のほうを出していただいております。

〇〇番〇〇委員 そこがいまいちですね。

議長 はい、〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 それはそうかもしれんとですけども、家庭菜園で少し作って、実際、市場とか何とかに持っていくのは、いや、あるかどうかはわからないですよ。でも、家庭菜園の場合、小面積、2畝、3畝ぐらいの小面積で営農というのが当てはまるんですかね。

議長 法律改正の中で、今まで担い手という言い方をしておりましたけども、担う者、農業をすればよかいです。担う者、年寄りでも女性でもいけるわけです。農業をできる方、そういうことになります、担う者は。以前は担い手、認定農家とか、そういう方が担い手として承認されておりましたけども、今は担う者になりましたので、それで、下限面積もゼロになっておりますので、

そういう形で農業をやる人、それを、農地を耕作して続けられる人をそういうふうにしておりますので、形は家庭菜園のような形であっても、農業ですので、農業という形で、下限面積は撤廃されて、誰でも農業ができるように、絶えないようにという形で、そういうふうになっているんじゃないかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この申請地が第一種農地の言わば端っこに当たって、この方がちゃんと耕作されるかどうか、私たちもたまに見に行って、適正にされているかちょっとやっぱり見らんばいかんとかかなと思っているところです。以上です。

議長 ぜひ農業委員、最適化の方も一緒に見守っていただきたいと思います。計画書のとおりいけるように、ご指導のほどをよろしく願いいたしたいと思います。

1番について、ほかの委員さんからありませんか。よろしいですか。

(「なし」との声)

議長 2番についてですけれども、加津佐の案件ですけれども、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。昨日ですか、軽トラがパンクしたんで、パンク修理をしながら行ったらちょうど思い出して、ここを見てきました。先ほど言われたように、ここも大分荒れかかっておるような感じです。

それから、問題は管理機が1台、しかも作物はたくさんに、管理機だけでこのカボチャ、ニンニク、タマネギができるのかなと思っておる次第です。柿は、別にはさみか何か持っておけばできるとでしょうけども、別に、借りてからずっとやったら別によかと思えますけれども。あと売り先、西彼のとれとれ市場、えらい遠かなと思いました。本人さんとたまたま、私が行ったときにおらんやったもんで会えなかったんですけども、あとは、〇〇さんのほうから聞いてみてから。

議長 はい、分かりました。事務局、その点、よろしく願います。

事務局(〇〇) まず、機械につきましては、管理機ということで、こちらは今のところではリースをされるということです。後々には、自分で購入してから使いたいということですけど、まずはお知り合いの方から借りるということです。

あと、出荷先のJAの西彼にありますとれとれ市場にということになっておりますが、こちらにつきましては、この〇〇さん夫妻のお知り合いがおられて、そちらのほうに送るような形で考えているということです。一応農業指導につきましても、その知り合いの方と、あと加津佐のほうの知り合いの方がいらっしゃって、2人の指導を仰ぐということは聞いております。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、それやったらもう大丈夫です。ありがとうございます。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんと同じ売り先のことを質問しようと思っておりました。お幾つぐらいの方ですか。正確じゃなくても結構です。

議長 事務局、よろしいでしょうか。

事務局(〇〇) こちらの〇〇さんですけども、現在65歳ということでございます。会社員ではあられるんですけども、こちらのほうに移住されてこられると。元は長崎の方なんですけど、こちらに空き家を見つけて、そして移住されて、そして、そこに今回の農地が隣接地にあるということでございます。以上でございます。

〇〇番〇〇委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかにご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、6 ページ、**議案第 1 1 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について** 番号 1 より、事務局に説明をお願いします。

事務局 (〇〇) それでは、議案第 1 1 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

番号 1、深江町の〇〇さん、深江町〇〇、地目畑、地積が 3 9 1 平米です。転用の目的につきましては農業用倉庫、申請地に農業用倉庫を建築したいということでございます。

本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、既に完了しております。農業用倉庫施設、鉄骨造平屋建て、面積は 1 0 8. 6 6 平米です。最高 0. 4 m の盛土をして整地し、土留めをして土砂の流出を防ぎます。3 9 1 平米のうち、建物部分と進入口等の 2 0 3. 0 5 平米につきましてはコンクリート舗装し、それ以外につきましては 1 8 7. 9 5 平米につきましては、碎石舗装です。雨水につきましては、建物部分につきましては、新設されるためますと排水管を經由し、道路側溝へ放流予定となっております。それ以外につきましては、自然流下となっております。汚水、雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2 3 日午後 2 時 1 5 分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局 3 名の 6 名で見てまいりました。場所は深江町の国道 2 5 1 号、〇〇保育園などがある〇〇交差点ですね、ここから二、三百 m 山側に上った広域農道と国道 2 5 1 号の中間地点に位置するところでありまして。申請地の南側、右のほうにずっと 1 枚に見えますけども、2 つに分かれていまして、赤線で囲ったその奥も申請人の自己所有の営農地でありまして、今、右側になりましたかね、そのハウスも、海側、下の段になりますけども、申請人所有の営農地であります。

先ほど事務局から説明があったとおり、倉庫屋根からの排水は、平面図でありますように、北側の角から排水管にて東側、南側をずっと回り込んで道路側溝へ排出するということでもあります。平面図の申請地東側と南側にブロックという、見えにくいと思いますけども、小さい文字がありますけども、その東側で倉庫から 7 m が、南側で 4 m がありますので、自己所有の畑ではありませんけども、日照も問題がないと思われまして。左側ですかね、道と書いてあると思うんですけども、その山手側から直接進入できたとして、敷地 2 0 0 平米未満であれば届出で済むような案件でありますけども、聞いたところ、北西からの、山側からの強風がすごいといひますか、影響があるということで回り込んだような形で敷地が広がって、今回の申請に至ったと思われまして。

以上のようなことでありまして、本申請について許可相当というふうに見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませ

んか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員の言われたとおり、問題ないと思われま。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、議案第112号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号1より、事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第112号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

7ページをお願いします。

番号1、有家町の〇〇さんから有家町の株式会社〇〇さんへ、土地、有家町〇〇外2筆、地目、現況のほうが3筆とも畑となっております。合計の2,395平米となっております。転用の目的は駐車場用地です。申請地を借り受けて、従業員用及び大型トラックの駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、賃貸借権を許可あり次第、10年間を設定したいということでございます。なお、農振地域外で一部、真ん中のほうに南北にですけども、貫いていますが、法定外公共物、水路があります。33.67平米と一体利用ということでございます。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域、その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま。駐車場用地の面積は2,395平米です。従業員用63台分、法人所有の大型の10トントラック4台の計67台分を確保いたします。進入口のみ最高0.3m盛土し、それ以外は現状のまま整地し、砂利舗装にて土砂の流出を防ぎま。雨水につきましては、新設される排水路とためますを經由し、既存の水路へ放流予定となっております。なお、占用する既存の水路につきましては、既に暗渠が設置してあり、そのまま利用するというところでございます。こちらにつきましては、市の管理課のほうにも確認が取れているということでございます。汚水、雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われま。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。8月23日午後1時過ぎより、〇〇委員様、〇〇推進委員さん、事務局3名と見てまいりました。場所は、国道251号から〇〇小学校のほうに上り、〇〇小学校から400mほど北側に上ったところでありま。記憶にある方もいらっしゃるかと思いきけども、有家町時代に〇〇になっていた場所でありま。目の前が〇〇屋の〇〇さんでありまして、その左側ですね。ご覧のとおり、北側が〇〇保育園と隣接しておりまして、南側が所有者の〇〇さんの畑となっております。それだけの面積がありますので、砂利敷きということで最初は吸うと思うんですけども、どんどん踏み固まって、やはり南側に流れてくる水があるかと思いきので、しっかりとU字溝をもちろん設置されると言われまして、U字溝からあふれ出て南側の畑に雨水が入らないようにしてくださいと伝えてまいりました。何ら問題ないと見てまいりました。皆様、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませ

んか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんの言われたとおり、昔、旧有家町時代の〇〇跡ですけど、真ん中に汚水のあれを、水路ありますし、これ、南側に何かU字溝をはめてあれする、そこですね、そこにU字溝をはめてあれするということでありましたので、何も問題はないんじゃないかと思っておりました。以上です。

議長 ほかの皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 これは畑として、今まで新規就農者の方が借りて野菜を作っておられました。その中で私が、駐車場ということで申請が出ておるということはこれを見て分かったんですけども、ここの県道のすぐ横なんですよね、この土地は。その県道側に2mぐらいの金網がずらっと立っておるわけですけども、これはそのままの状態に駐車場にされるんでしょうか。なぜかというところ、ここを作っていた新規就農者が、私はちょっと知り合いなんですけれども、出口が1か所で、車とぶつかりそうになったことが1回、2回じゃなくて、ただ多いということで、なかなかそこは直線なもんですから、上り下りで40キロにはなっているんですけども、もう下りなんかはアクセルを踏まんでも五、六十キロは出るような場所ですよ。だから、そこでぶつかるようなことが何回もあったということですけど、この金網そのものは取られるのかどうか。そこをせんと、視界が全然、大型トラックの入って、そしてまた従業員さんの駐車場として、車がいっぱい出るもんですから、やっぱり危険地域にもなるもんやけん、その辺の説明をお願いします。

議長 〇〇番〇〇委員、その辺はどういう状況ですか。

〇〇番〇〇委員 そのときに事務局より説明ありましたが、この図面を見ていただければ分かると思います。県道に面しておるこの中ほどの部分、ここのフェンスを撤去、そして、カイズカイブキという庭木が生えていますけども、それを伐採して、間口を広く取って大型も入れるように、今の現状では、確かに乗用車自体でもかなり出入りが難しいスペースしかありませんでしたけれども、ちょうど今の写真の真正面、あそこを外して、またそのフェンスは違うところに移設して立てられるという、再利用をされるということでの説明を受けてまいりましたので、〇〇委員さんのご意見には何ら問題ないと思っております。

議長 よろしいでしょうか。大型が出入りするぐらいにフェンスは撤去するということですね。事務局、よろしいですか。

(「はい」との声)

議長 ほかにご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ほかにご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第113号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) それでは、議案第113号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。
8ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規1件、1,074平米、再設定が5件、9,828平米の合計6件、1万902平米となっております。使用貸借権は今月はありませんでした。所有権移転につきましては、売買が5件、1万443平米と贈与が1件、2,099平米の合計

6件、1万2,542平米となっております。中間管理事業の一括方式分につきましては、新規のみで賃貸借権が5件、2万1,110平米と使用貸借権が1件、3,385平米の合計6件、2万4,495平米となっております。

それでは、個別の案件につきまして朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、8ページのほうをお願いいたします。

(議案第113号 賃貸借権 番号1新規設定、所有権移転 番号7～12を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問を伺うところでありますが、11ページ、番号18は出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 では、次に、番号18について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号18について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障はない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障はない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第113号 農用地利用集積計画を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第114号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見について**を議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事務局 (〇〇) 〇〇でございます。

今から申し上げるページでは、全部横棒が入ったページで確認をお願いいたします。

総会資料の12ページ以降、第114号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取についてご説明いたします。

総会資料には概要を1枚と変更箇所を、下線を書いております構想案をつけております。今回の改正は、令和3年にまとめられた市の基本構想に令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の法改正を受けての改正を加えるものでございます。

すみません、次のページの13ページをご覧ください。

今回の農業経営基盤強化促進法の改正の概要を1枚にまとめたものでございます。

まず1、基本構想ですが、その概要として、各市町村がその市町村の区域内で効率的かつ安定

的な農業経営の育成を図る場合において、その目標の明確化を図り、営農類型ごとの経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の指標及びこのような農業経営に対する農用地の利用集積の目標を定め、さらにその実現のために取るべき措置等を示すことができるものという事で構想をまとめるようになっております。

次に、主な改正点でございます。中段からの2の今回の主な変更点をご覧ください。

(1)から(4)までの4点でございます。(1)が対象を農業の担い手から農業を担う者への拡大、(2)が農業を担う者の確保及び育成に関する事項を新規追加、(3)、農用地の利用について効率的かつ総合的な利用に関する事項を新規追加、(4)、地域計画についての事項を新規追加して、利用権設定等促進事業に関する事項を削除と項目にまとめております。

それでは、ちょっと1番から4番、簡単ですけどもご説明したいと思います。

まず1、対象が農業の担い手から農業を担う者への拡大、申し訳ありませんが、16ページを開いてもらってよろしいでしょうか。横棒の16ページでございます。

その中ほどの(3)、下線を引いているところでございますが、「その他農業を担う者の確保・育成」というタイトルがあると思います。読み上げます。「高齢化・人口減少が本格化する中、効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、上記3の(1)、(2)に掲げた農業経営体に加え、今までの方々の農業経営の方に加え、ここからですね、「兼業農家やマルチワークの一つとして農業を選択する者など農業生産に関わる様々な人材について農業を担う者として位置づけ、確保・育成を図る」ということで変更してあります。今までの農業を主とする担い手に加えまして、広く農業に関わる人材対象を拡大していくという趣旨でございます。

あと、その前段の(2)にあるんですが、新規就農者につきましては、5年後の目標としまして、1経営体当たり、年間農業所得をおおむね300万円と変更しております。

すみませんが、13ページに戻ってもらってよろしいでしょうか。

次に、(2)でございます。農業を担う者の確保及び育成に関する事項を新規追加、これから農業を担う者として幅広い人材を確保・育成していくための体制などの考え方について記載してあります。詳細は24ページの項目第3の下線部分で説明してありますので、後もってご覧のほうをお願いしたいと思います。

次に、(3)農用地の利用について効率的かつ総合的な利用に関する事項を新規追加となります。この下に書いてありますが、①で地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸としながら、農用地の連担化や団地面積の増加を図ることについて記述と、②で面としてまとめた農用地の集約化について記述を今回記述しております。これも、詳細につきましては28ページの項目第4の下線部分でございます。後もってご覧いただきたいと思います。

次に、最後、(4)の地域計画についての事項を新規追加、そして、利用権設定等の促進事業に関する事項の削除としております。現在、策定に向けて取り組んでいます市地域計画について、協議の場の設置方法や地域計画の区域の基準、地域計画に基づく農業用地の利用権設定などを記述してあります。詳細は29ページの第5の下線部分ですので、すみません、これも後もってご覧いただきたいと思います。

また、従来からの農地の貸借や使用権の手続に利用されておりました利用権設定促進事業に関する部分につきましては、この改正によりまして廃止となりましたので削除してあります。なお、この利用権設定等促進事業は、地域計画ができるまでは、最長2年間は利用できるような特例が設けてあります。

今回の改正では、農業委員会に大きく関わる事項としましては、この4番の、ご承知のように、この4でお示した地域計画の策定について、その素案を作成することとなっております。これから各地域の話合いが随時行われてまいります、委員皆様のご協力が必要となってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上の点が主な改正点でございます。簡単なご説明でありましたが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。なかなか分かりにくいような、後でよく読んでくださいということでしたので、軽く中を見ましたけれども。

〇〇番〇〇委員 一ついいですか。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。この担い手と担う者という、その置き方というのはどういうふうに、やっぱり年齢等とか、誰でもいいというようなことでいいんですか。担い手といたら、大体普通後継者、担い手とかというような部分で私も把握しておったんですけども、担う者というのは、誰でもいいかというような感じかなと思ってですね、どういうふうに判断してから、今からそういうふうな、地域の市とか県とかいうような部分、いろいろとやっていかれると思うんですけども、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 事務局、よろしいですか。

事務局(〇〇) 大きくは、今まで、皆さん方も地域の担い手というか、地域の農業を守っていく者で、まず1番目の担い手ということで一つ目ですね。もう一つは、先ほど言われました、いわゆる農業を営もうという青年等ですね、青年等の次の後継者とか、今から営む人達も今まで担い手ということであったと思います。それに加えて、先ほどお話をさせていただきましたとおり、兼業農家やマルチワークといひまして、先ほど3条のほうでもちょっとご質問があったと思いますが、結局、今まで純粋に農業を求めてずっとしておる人だけでもなくて、いわゆる半農半Xでないんですけども、そういった方々も農家の担う者ということで委員会が納得されておりますので、そういった意味合いではないかなと思っております。以上でございます。

議長 〇〇番〇〇委員、よろしいでしょうか。

言ひ方を変えるだけで、何々農家という……

〇〇番〇〇委員 担い手が多くなったと、担う者が多くなったという言葉で今度は判断されるんですね、はい、どうも。

議長 今まで担い手というのも、青年の皆さんとか、認定の方とか、集約されておりますので、担う者ですので、誰でもいいんですよ。

〇〇番〇〇委員 農業者、指定が今度は多くなるということですよ。評価するときには。

事務局(〇〇) 農業を選択する者ということになります。

議長 なかなか老人で農業するというのも、キテがないなと思うんですけども。先ほど3条の件で、〇〇委員が質問されましたけど、そういう状況だそうなので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

ほかに何かご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に対しては、意見なしとして報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、意見なしとして報告いたします。

次の33ページ、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。34ページも同じく。

35ページ、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、これもおご覧ください。

36ページ、農地転用許可不要案件届出について 番号1より、事務局に説明をお願いします。事務局(〇〇) それでは、農地転用許可不要案件届出について説明いたします。

36ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇さん、深江町〇〇、地目が畑、地積が86平米となっております。転用の目的は進入路です。公道から自家所有の畑への進入路として利用したいということでございます。こちらにつきましては、農振内の農用地外になります。なお、隣接の〇〇番、地目が宅地になりますけれども、面積が15.79平米と一体利用ということになっております。雨水等につきましては、この転用地にますを設けて、既存の、以前建物が建っていたところから出ていた、もう既に埋設してあるんですけども、そちらの塩ビ管みたいなのが入っていますので、そちらのほうに接続させて、手前の道路側溝の、今ちょっと矢印がありますけれども、そこら辺に排水されるようになっておりますので、雨水につきましてはそちらのほうに流れますということでございます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日午後1時58分頃より、西有家の〇〇委員、深江町の〇〇推進委員、事務局3名の6名で見えてまいりました。これは、場所は深江町の国道251号、〇〇交差点のこちらから手前ですね。〇〇ストアとありますけれども、その一角から入ったすぐのところ〇〇菓子店というのがありますけれども、すぐ〇〇菓子店の正面のところでありまして、国道からすぐのところですよ。

これは申請では、申請は申請ですけども、規則第29条ですね。本届出案件ですね、これは自己所有の畑の2a未満の進入路としての一部転用でありますので、あえて許可は必要ないと思っておりますけれども、申請地部分、この排水についても、ここから見えるかな、赤と黄色で囲んだ部分かな。新設ブロックとして左右、山側と海側ですね、これに設けまして、しかももう傾斜をつけて、手前のほうは道路側溝で、右下に側溝がありますけれども、先ほど事務局からも説明のあったとおり、その側溝の上からのぞき込めば分かるんですけども、既存の排水パイプというのが埋設してありまして、この赤の中央部分、略図にもあると思います。〇〇番、その宅地の左上のほう、四角で囲んである部分、こちらから、この点線は何かなと思っていたら、これが埋設部分ですね。その埋設部分を使って、その進入路の中央部分からの排水も埋設によって賄うということでありまして、全ての計画されてありまして、何ら問題ないと見てまいりました。以上、ご報告いたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が言われたとおり、問題はないと思われまして、以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

はい、〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今回道路を、多分位置指定を取るための道路だと思えますけれども、この道路を造ることによって利益を得る隣接地、受益地というのが、どこが該当するのか。要するに、申請人である〇〇さんというのが一番、〇〇ですかね、これ、というところになっていきますから、その道路を造ることによって利益を得る人たちの分が、恐らく周りが全部受益者だと思いますけれども、同じ所有ですか、それとも違う人が所有してあるのでしょうか。そうしないと、同意書か何か要するような気がすると思うのですけれども、確認をお願いいたします。

議長 事務局、お願いします。

事務局(〇〇) ご質問にお答えします。

こちらにつきましては、資料36ページの右側の平面図でちょっと説明させていただきますが、申請地が真ん中のほうにありますけれども、その上に、西側になりますけれども、そちらのほうに〇〇、〇〇、そして、その下になりますけれども、〇〇、〇〇、こちらが〇〇さんの土地になります。もう一つ、市道側に一番近い〇〇、こちらにつきましては宅地になっておりますけれども、こちらにつきましては〇〇の所有者と一緒にしております。こちらにつきましては、その一体利用として利用するというにつきましては、同意の書面でいただいております。以上でございます。

議長 〇〇番〇〇委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この道路を新設するに当たっての受益者は、もう申請人の1人という捉え方でいいわけですね。はい、ありがとうございます。

議長 〇〇番〇〇委員、何かご意見がありますか。

〇〇番〇〇委員 大丈夫です、はい。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

次に、37ページ、**非農地証明交付願**について 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

37ページをお願いいたします。

まず、すみません、訂正をお願いいたします。願出人の住所の地番が間違っております。今、記述では〇〇となっておりますが、正しくは〇〇です。〇〇の桁が3から2に変更ということでお願いいたします。

それでは、説明いたします。

番号1、願出人、北有馬町の〇〇さん、土地が北有馬町〇〇、地目が畑、現況が雑種地、地積が1,052平米となっております。転用の目的につきましては、災害による改廃となっております。令和3年8月11日から17日の集中豪雨により、土砂が上流部から流入しており、農地の復旧が困難であると思われれます。なお、上流部につきましては、令和4年3月25日付の南農委第3号で非農地証明書を交付しております。北有馬町〇〇、面積につきましては4,703平米のものだったんですが、こちらの土砂の流出先、この下流域になります。

こちらにつきましては、農振内の農用地内になっておりますが、こちらにつきましては農林課

とも共有しております。今、見ていただいたとおり、略図の方向につきましては、願出地の東側のほうに土砂流出方向というふうに書いております。この上のほうが令和4年の3月のときに非農地証明を交付したところになります。なお、こちらにつきましては、現在河川のほうの、下のほうに河川が流れて、〇〇川といいますけども、こちらにつきましては土砂が崩れて川をせき止めたということです、すぐの対応ということで、市のほうですぐバイパスじゃないですけども、水が流れるようにしてあります。

今回につきましては、県の振興局の林務課のほうで事業をやるのですが、治山事業といひまして、今回、その崩れたところにずっとせき止めるダムを、全部で7基でしたかね、設置して、今後の災害を防ぐというような工事をするために必要と。なお、この事業を使うときに地目が農地であると、林務の関係の事業になりますので、ちょっと最終的には保安林のほうに地目を変更しないといけないということが条件になっておりますので、今回、非農地証明交付になったということでもあります。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。8月23日、〇〇委員と〇〇推進委員と私と事務局3人で見てまいりました。その中に振興局も入っております。その中で、場所ですね、場所は北有馬の小学校から〇〇のほうに上って4キロのところ、〇〇という自治会ありますけども、その近くです。ちょっと分かりにくい場所かと思えますけども。それで、簡単に言えば、災害があったので、そこに砂防ダムを造らなければいけません。砂防ダムを9基で、何億って言うたかな、ちょっと金額まで忘れたんですけども、そのくらいがかかるそうですので、これはぜひとももう非農地にして砂防ダムを造ってもらわなければいけませんと私は考えております。簡単ですけども、以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほどの写真にあるとおり、上から200mぐらいあると思いますが、幅が広いところで40mぐらいですかね、そこに砂防ダムを7基設置するというので、その設置がなければ、下のダムをそのまま置いておってもずっと積もってくるような格好になります。それと、その下の集落と、もうその次の下になれば北有馬の中心地になるわけですけども、そこら辺も含めたところで考えれば、妥当な申請ではないかと思えます。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議案の審議を終了させていただきます。